

## 清水町食育応援ロゴマーク使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等が清水町食育応援ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を活用することにより、家庭及び地域の食育の推進に資するため、ロゴマークの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請)

第2条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ清水町食育応援ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 使用者は、使用内容に変更が生じた場合は、清水町食育応援ロゴマーク使用変更申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

### (使用承認)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、清水町食育応援ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により使用を承認するものとする。

- (1) 清水町及び食育推進活動のイメージを傷つけ、食育活動の正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人活動又は政治的、宗教的若しくは営利的な活動のために使用されるおそれがあるとき。
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (4) その他町長が不適当な使用であると認めたとき。

### (使用上の遵守事項)

第4条 ロゴマークは承認された内容のみに使用するものとし、無断で、ロゴマークの一部のみを使用し、及び縦横比率等デザインを改変してはならない。ただし、ロゴマークの色については、印刷機の性能に制限があるとき等やむを得ない場合は、この限りではない。

2 ロゴマークを転用してはならない。

### (使用状況報告)

第5条 ロゴマークを使用した後は、清水町食育ロゴマーク使用状況報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 虚偽の申請、報告、不適正な使用等が認められる場合、町長は使用の承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第7条 ロゴマークの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対して与えた損害について、町は一切の責めを負わない。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、承認された使用の内容が終了するまでとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。